

鳥取縣公報

昭和十七年九月二十五日
第千三百七十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中改正……………一頁
 - 鳥取縣自治相談所規程廢止……………一頁
 - 府縣道區域變更……………二頁
 - 防空法第六條第一項の特殊技能者……………二頁
 - 畜牛結核病検査日割……………二頁
- 彙報
 - 乳幼児体力検査規程……………三頁
 - 徴用に應ずるは兵役に次ぐ國民最高の義務……………五頁
 - 葱頭の栽培に就て……………六頁
 - 週報・寫眞週報掲載内容……………六頁

告示

◆鳥取縣告示第六百二十七號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十七年九月二十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條 一、預金部資金中「中小商工業轉換資金」ノ次ニ「災害關係資金」ヲ加フ

◆鳥取縣告示第六百二十八號

昭和十三年告示第五百一十一號鳥取縣自治相談所規程ハ昭和十七年九月二十五日限り之ヲ廢止ス

昭和十七年九月二十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00009

鳥取縣告示第六百二十九號

府縣道若櫻用瀬線入頭郡船岡中村大字久能寺久能船岡地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來ノ道路及其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十七年九月二十五日

鳥取縣知事 土肥米之

現在 路線

入頭郡國中村大字久能寺字河原石垣四百參番地先ヨリ同所同字參百九拾八番内第壹地先ヲ經テ同郡船岡村大字船岡字本狐塚貳百參拾壹番ノ四地先ニ至ル

變更 道路 路線

入頭郡國中村大字久能寺字河原石垣參百九拾四番ノ壹地先ヨリ同所同字參百九拾八番ノ五地先同郡船岡村大字船岡字本狐塚貳百參拾壹番ノ拾參地先ヲ經テ同所同字貳百參拾壹番ノ壹地先ニ至ル

鳥取縣告示第六百三十號

空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者左ノ通定ム

昭和十七年九月二十五日

鳥取縣知事 土肥米之

- 一 土木ニ關スル技能ヲ有スル者
- 一 建築ニ關スル技能ヲ有スル者
- 一 通信ニ關スル技能ヲ有スル者
- 一 電氣ニ關スル技能ヲ有スル者
- 一 機械ニ關スル技能ヲ有スル者
- 一 化學ニ關スル技能ヲ有スル者
- 一 自動車運轉者
- 一 船舶操縦ニ關スル技能ヲ有スル者

鳥取縣告示第六百三十一號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該當牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十七年九月二十五日

鳥取縣知事 土肥米之

00010

検査月日 検査場所 牽付區域

十月二十六日 西伯郡夜見村

同月二十八日 同 富益村

同月三十一日 同 中濱村

十一月十九日 同 外江村 西伯郡一圓

同月十二日 同 境町

同月十三日 同 上道村

同月十六日 同 渡村

彙報

乳幼児体力検査規程

生後二年以内に四回受檢

一九月十一日縣令を以て公布!

(衛生課)

大東亞共榮圈指導の重責にある我が國の人口増強を圖るは刻下の急務とされてゐるが、この爲には乳幼児の死亡を減少すると共にその健全なる育成をなすことが重要な一方途たるはいふまでもない。

依つて政府はさきに厚生省令を以て妊産婦手帳規程を公布し、本縣亦去月二十五日より縣令を以てその細則を制定して妊産婦及び出生兒の保健指導並びに保護を圖ることとしたのであるが、一面また從來實施して來た乳幼児一齊診査及び健康相談は、本年度より國民体力法の改正に伴ひ体力検査としてこれを施行することになり、従つて体力手帳を交付して出生の時から其の体力を記録

00011

し、以て乳幼児の健全育成を期することとなつたので、去る九月十一日附縣令第六十七號を以て「乳幼児体力検査規程」を公布してその体力向上を一層強化徹底せしめることになつたのである。

乳幼児体力検査は被検査者居住地の市町村長が、その年の検査を受くべき乳幼児について体力被検査者名簿・検査施行計畫及び乳幼児体力検査票を作つて實施し、検査の結果は集計して検査施行後十五日以内に知事に報告(被検査者名簿及び施行計畫は検査施行二十日前迄に進達)するのであつて、國民体力法第六條の規定により、昭和十六年四月一日以降に出生した者は生後二ケ年以内本令に基きこの検査を受けねばならぬ。検査は毎年四月・八月・十二月

の三回は行はれるが、出生児と検査時期との關係は次の如くである

- 1 検査施行の年の四月一日より七月三十一日までの間に出生した者は其の年の八月・十二月及び翌年四月・八月の四回
- 2 検査施行の年の八月一日より十一月三十日までの間に出生した者は其の年の十二月及び翌年四月・八月・十二月の四回
- 3 検査施行の年の十二月一日より翌年三月三十一日までの間に出生した者は翌年四月・八月・十二月及び翌々年四月の四回

但し本年度は本規程附則により、昭和十六年四月一日より本年三月三十一日までの出生者の検査は二回とし、第一回は九月三十

日まで、第二回は十月一日から明年三月三十一日までの間に行ふことになつてゐるのであるが、本年四月より七月までに生れた者は本規程により八月に第一回検査を施行すべきところ、去る六月二十六日の告示により昨年四月より本年四月末までの出生児は去る七月から八月にかけて施行され、結局本年五月から七月までの出生者の分が検査が出来てゐないことなるので、協議の結果特に今回は来る十二月の検査に於て、この五月から七月までの出生者と、十月一日より明年三月三十一日までの間に行ふべき本年度第二回検査とを同時に行ふことになつてゐるから、間違ひないやう實施されたい。

次に検査は、市町村長から施行の日時及び場所を告示し被検査者の保護者にその旨告知されるから、保護者は被検査者をして検査を受けしめるのであつて、もし疾病其の他の事由によつてその日時に検査を受けることが出来ない場合は豫め市町村長に届出で、更に告知された日時場所に於て検査を受けるのである。

乳幼児体力検査は身体の計測と疾病異常であつて、身体計測は体重のみを普通とするが、必要あれば身長胸圍についても行ふことになつてゐる。疾病異常の検査は營養障害・ビタミン缺乏症・結核性疾患・微毒・神経系疾患・形態異常・齒疾・トラホーム・其の他乳幼児の体力向上に關して必要な事項について行はれる。但し疾

00012

その他やむを得ない事由によつて検査を行ふことの困難な被検査者については、検査の一部を省略し得ることになつてゐる。

検査の結果は乳幼児体力検査票に記入して五ケ年間市町村役場に保存されるが、検査に當つては満七ヶ月までの乳児につき、その營養方法が人乳のみによつて哺育されたものであるか、混合營養(母乳と人工營養例へば牛乳・乳製品・山羊乳・重湯・穀粉等と併用)によるものであるか、或は人工營養ばかりで少しも人乳を用ひないものかを調査され、又營養の良否・疾病異常その他について注意や指導があるから、保護者はそれらをよく参考として乳幼児の營養を完全にし、病氣があれば速に治療して健康な子供に育て上げるやう努めねばならないのである。

徴用に應ずることとは

兵役に次ぐ國民最高の義務

(職業 課)

昨年の十二月八日、米英兩國に對する宣戰が布告せられて以來我が陸海空軍は赫々たる戰果を擧げ、北はアリウシヤンから南は濠洲、東はアメリカ海岸から西は印度マダカスカルに亘る廣袤二

萬海里に及んで、我々は今現に戰つてゐるのである。

此の廣い地域で戰つてゐる將兵に優秀な飛行機・戰車・彈丸等を得るに勝たねばならぬ。戰爭には何が何でも勝たねばならぬのであつて、勝つためには之等の軍需品をどんな無理をしても作らねばならぬ。工場も擴張し、必要な人員は、他の仕事を止めても其處へ動員しなければならぬのである。

國民徵用令は戰爭に打ち勝つための止むに止まれぬ必要から、國家が國民に對して軍需品の生産其の他大事な仕事に従事することを命ずる動員令である。國民の總力を、比較的戰爭に重要な方面から最も緊急な部分に集める國民動員の制度なのである。従つて徴用に應ずることとは、兵役に次ぐ國民最高の義務であると同時に輝く榮譽であること、國民の全部が其の腦裡に強く判つきりと認識しなければならぬ。此の大戰爭に當つて、戰爭遂行上の最も重要な任務を擔當して思ふ存分に働くこととは洵に誇らしい事柄である。

肇國以來三千年！獨り自由を失つたことのない世界隨一の我が國、曾つて他國に隷屬したことのない世界唯一の我が國民、今や天來の國是を奉じて東亞開放のために戰ふのである。

併し、今日困て困つてゐる者は一人もゐないであらう。皆忙しい其の中から一人でも手を抜かれると云ふことは、それだけ残つ

た者の荷が重くなり、中には一家を一人で支へてゐる者もあらうし、又習ひ覺えた商賣を離れて勝手の異つた仕事に従事する者や農村から全く生活様式の異なる工場勤めに出る者もあるであらうが何としても今我が國は大戦争をしてゐるのであるから、國民生活に種々の窮屈のあることは己むを得ないのであつて、國民は皆それを我慢して行かぬばならぬのである。

戦争は今後長期に亘ることを覺悟しなければならぬのであつて前線で將兵が盡きて充分に戦へないやうなことがあつてはならぬ。此の意味に於て、之から徵用される者、又徵用された者は大いに張り切つて此の光榮ある任務を立派に果されるやう切望する次第である。

葱頭の栽培に就て

(農務課)

葱頭は風味がよく香氣に富み、栄養分も多量にあつて需要が多だ多い。本縣の氣候状態はその栽培條件に適し、栽培餘地も多分にあるから一般の栽培を希望する。

氣候風土 生育の初期が冷涼で、後半期に乾燥で温暖な氣

00013

候を必要とするから、水田裏作として適し畑作としてもよい。日照時間の短い間は莖葉が繁茂し、日照時間が長く十三時間以上になると球を形成して休眠期に入るのである。生育中土壤水分を必要とし、特に生育の初期に於ては土壤の表面に近い部分に濕氣を要する。砂土は乾燥に過ぎ完全な發育を遂げ難く、又粘質に過ぎた土地は球の肥大を妨げる。最も良好な土壤は砂質壤土又は壤土である。なほ葱頭は酸性土壤に對する抵抗力が極めて弱いから栽培に當つては必ず石灰の施用を忘れてはならない。

▽品種 大別して白色・赤色・黄色の三種であるが、現在經濟的に栽培されてゐるものは殆ど黄色種である。エローダンバース、エローグロウダンバース、泉州黄等がある。

▽育苗 播種は九月中旬を適期とするが、苗を購入するならば經約二分、長さ一尺程度のものを可とする。あまり太い苗は生育が旺盛に過ぎて抽臺の原因となる。

▽定植 整地は土地を充分に耕鋤し、乾燥地では平畦とする畦巾二尺二條植、三寸五分の千鳥植とするやう植付の眞下に原肥を施し、覆土して定植するのである。葱頭の植付畦巾・株間の粗密は収量に大影響があるから、相當密植することが必要である。早期定植は概して収量の多い傾向があるが、抽臺多く、晩植は

00014

臺歩合は少いが収量が劣る。本縣では年によつて違ふけれども大体十二月上旬であつて、遅れても一月上旬までには必ず植付を終らねばならぬ。

植付方法は所定の畦間株間に苗を並べて置いて、棒のやうなもので穴を穿ち、之に一本づゝ普通五―六分の深さに眞直に挿入し根元を押へて置くのである。風の爲に倒れる心配のある場合には葉の部分四―五寸、根部の鬚根を一寸位残して剪除して植えるもよい。

▽肥料 葱頭は多肥作物であつて、特に多收穫を望む場合密植するため多肥の必要がある。普通標準としては窒素四貫、磷酸三貫、加里四貫であつて、肥料の種類は土地によつて多少異なるが、淺根作物であるから堆肥の肥効大きく、其の他木灰・油粕過磷酸石灰等がこれに次ぐ。肥料は大部分元肥とし、整地の際畦の中央に埋め、追肥は除草中耕後に施す。尙酸性中和の爲石灰二〇―三〇貫を施用する。

今一反步當施肥肥料の一例を記すと次の如くである。

肥料名	數量	原肥	追肥第一回	追肥第二回	追肥第三回	追肥第四回
堆肥	三〇〇貫	三〇〇貫	一貫	一貫	一貫	一貫
雜油粕	一五	一	一五	一	一	一

過磷酸石灰	一一	一一	一一	一一	一一	一一
木灰	二五	二〇	一	一	一	一
人糞尿	三〇〇	五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇

追肥第一回は定植後二週間、第二回は二月下旬、第三回は三月中旬、第四回は四月上旬とし、尙追肥施用の時期については酷寒前に於て生育の促進又は老衰を來さぬやう、全期間を通じて肥料の缺乏を生ぜぬやう、生育状態によつて注意施用すべきである。

▽管理 中耕除草は施肥の都度行ひ、根元に土密を行ふ。但し粘質土や火山灰土では球の肥大を妨げるから、土密は行はない方がよい。なほ收穫期直前に莖葉を捻曲することは、球莖の發育を促すために行はれるが、粘質土以外はその必要を認め難い。

▽收穫及び貯藏 六月中旬頃になると莖葉が淡黄色となり基部が變色して來るから、この際收穫する。收穫は晴天の日土地乾燥の時に於て、球に附着した土を充分乾燥せしめて收納するのである。貯藏は五六箇づゝ一束として縛り、風透しのよい軒下等に干して置く。

▽病虫害防除 葱頭の主な病害蟲は露菌病・赤澁病・黒斑病等であつて、松脂展着加用四斗式ボルドー液の撒布によつて防除する。

